平成２８年（フ）第１６６号
福岡県久留米市青峰３丁目３番５―24号、前住所福岡県久留米市津福本町911番地１
債務者　石橋　典子（旧姓三谷）
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５６号
福岡県田川郡大任町大字大行事3948番地　熊本団地12号
債務者　正木　憲仁
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３３０号
熊本県宇城市三角町波多1537番地15　ロマーノハイツ三角105号
債務者　林　　英幸
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５４号
大分県別府市大字鶴見4050番地の273　福間方
債務者　齊藤　秋子
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
宮崎市淀川２丁目５番21号　第３久保ビルＡＮＮＥＸ302号
債務者　工藤　容子
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６１号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅194棟12号
債務者　**徳**地　洋子
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６６号
宮崎市高岡町内山3292番地７　山村定住住宅ｅ棟１号
債務者　吉田　　正
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６９号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手1041番地１号
債務者　福**徳**　洋平
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番１―113号
債務者　向　　千恵
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
広島県呉市海岸２丁目８番12号
債務者　小島　啓之
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県嘉穂郡桂川町土居1188番地101
債務者　西田まゆみ
１　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２０３号
沖縄県島尻郡南風原町字本部491番地２　ドリーム・ヒル405
債務者　村田　幸治
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５１号
沖縄県那覇市壺屋２丁目13番３号　第二大福マンション305
債務者　宮良　成洋
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９８号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮23番地の２
債務者　渡邊　雅美
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目４番12号
債務者　藤本　真子
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７６号
兵庫県三木市緑が丘町東４丁目15番地の４
債務者　山下　裕子
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９６号
神戸市中央区二宮町４丁目２番14号　鍋島方
債務者　堀内　怜子
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部